

廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市保健福祉審議会条例（昭和60年条例第8号。以下「条例」という。）第7条第1項及び「廿日市市保健福祉審議会専門部会設置要綱」（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき設置する「健康増進専門部会」（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 要綱第2条第5号に規定する専門事項に関連する計画（以下この条において同じ。）の策定及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 計画の進行管理や評価、見直しに関すること。
- (3) 計画の短期・中期・長期目標の総括に関すること。
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(任期)

第3条 部会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開等)

第4条 会議は、公開とする。ただし、部会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずること等必要な措置をとることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。